## 農林水産省からの第1次回答

	提到	案区	分						
管理番号	区分	3	提案事項 分野 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
46	B にる緩 地対制 方	農	農業用施設設置を目 的とする権利移動を 地・農 実施する際、農用地 区域への編入手続を 軽微な変更手続と同 様に取り扱うこと	農業振興地域の整備に関する 法律に基づき、市町村が農用地 区域外の土地を農用地区域に 編入する場合のうち、農業用施 設の設置を目的とする権利移動 を実施する場合については、政 令で定める軽微な変更として取 り扱うこととする。	【地域の実情を踏まえた必要性】 市として、農用地区域への編入に当たっては、農振法第10条(農振整備計画の基準)の趣旨にかんがみ、優良農地や農業用施設等について、編入することが必要又は望ましいとの基本的考えのもと、農用地区域外の土地に農業用施設を設置する場合も農用地区域へ為入を行っているが、農業の生産性向上などを目的としている。また、農業用施設の整備予定地に農用地区域内外の土地が混在している場合、手続が一体的に進まず、事業計画者の大きな負担となる。このため、農用地区域外の土地を農業用施設用地に指定する場合の農用地区域への編入手続についても、政令で定める軽微な変更と同様に取り扱うこととし、手続きの簡素化を図ること。 【具体的な支障事例】 平成24年9月、農業用施設(JAの農業用集出荷施設)の移転について相談を受け、農用地区域内の軽微変更として手続を開始したが、計画地の一部が農用地区域に指定されていなかったことから、まず、当該場所を農用地区域に編入することとなり、平成25年10月に当該場所の農用地区域への編入が完了した後、農業用施設用地への用途変更(軽微変更)の申出をしてもらい、平成26年1月に用活変更が完了した後、農業用施設用地への用途変更(軽微変更)の申出をしてもらい、平成26年1月に用活変更が完了した。	: 農業振興地域の整備 に関する法律第8条、 第11条、第13条第4項 農振法施行令第10条	農林水産省	さいたま市	さいたま市のとった手続には不必要な部分が相当程度含まれており、適切に対応していれば、別紙のとおり、より短い期間で計画変更が可能だったものと考えられる。 また、緊急性が高い場合には、農用地区域への編入前に農業用施設を建設することも可能である。なお、農用地区域は、農業の用に供すべき土地の区域として、市町村が定める整備計画の農用地利用計画において定められた区域であり、農用地区域への編入に係る計画変更については、「農業の用に供すべき土地の区域の変更という市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであることから、市町村は当該計画を緩覧に供し、当該市町村の住民が意見書を提出することができることとされ、② また、計画変更により周辺農地における農業上の利用に支障が生じる可能性があることから、農用地区域内にある土地の所有者等が異議申出を行えることとされており、③ 加えて、都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に沿った内容である必要があることから、市町村は都道府県に協議し、同意を得る必要があることとされている。 ただし、地域の名称の変更又は地番の変更、農用地区域内の1ヘクタールを超えない面積における用途の変更等については、「政令で定める軽微な変更」として簡易な手続によることとされているものである。農用地区域外の土地を農業用施設用地として農用地区域へ編入することについては、「東出荷施設の設置場所という、地域の農業振興の基本的な方策に関わることであり、利用者である農業者や住民から意見を求める必要があること ② 農業用施設によって日照等の変化により営農条件が変化する可能性がある農業者等に異議申出を行う機会を付与する必要があること ② 農業用施設によって日照等の変化により営農条件が変化する可能性がある農業者等に異議申出を行う機会を付与する必要があること 3 都道府県の農業振興施策との整合を図るため、都道府県に協議し、同意を得る必要があることから、当該編入に係る整備計画の変更を「政令で定める軽微な変更」として位置付けることは適切ではない。また、農振法第10条の趣旨に鑑みて編入を行ったとのことであるが、御提案に従えば、住民による意見書の提出や都道府県による同意等の機会がなくなり、都道府県・市町村・住民が一体となって農業振興の方向性を決めるという農業振興地域整備計画制度の趣質に沿わないこととなることが懸念される。(別紙あり)
174	B にる緩 地対制 方	農	版地・農 ために行う市町村の 農用地利用計画の変 更に係る都道府県知 事の同意義務付け等	農振法施行令第10条に定める 軽微な変更に、森林・原野化して 市町村農業委員会が農地法第2 条第1項に規定する農地に該当 しないと判断した土地を除外す るために行う農用地区域の変更 を加えることにより、速やかに農 用地区域から除外することがで きるようにする。	【支障事例、必要性】 県内の中山間地域には、耕作放棄地が存在し、一部は山林化しているが、地域によっては、既に山林となった土地や元々山林だった土地まで現在も農用地区域とされている。 山林化した土地の農用地区域からの除外については、農振整備計画に関する基礎調査を実施し、市町村全体の農用地区域の状況を確認した上で、行うこととされているが、基礎調査は市町村の人的、金銭的負担が大きいために敬遠されており、除外は進んでいない。また、手続上、通常どおり都道府県の同意、縦覧等が必要とされ、除外には2か月以上の時間がかかってしまう。 市町村農業委員会が農地に該当しないと判断し、市町村が農振整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがなく、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがないと農振地域制度に関するガイドラインに照らして「農用地区域に残置しておくことが適当であるとはいえない」と判断した場合には、軽微な変更として直ちに除外できるようにすべきである。 【メリット】 過大となっている農用地区域の適正な規模へ見直しが進むことにより、農用地区域とすべき土地の現状の規模について、正確に把握することが可能となることで、農地の利用集積や耕作放棄地の発生防止・解消の推進に係る施策をより確実に実施することができ、まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる農林水産業の成長産業化に資する。	第4項 農業振興地域の整備 に関する法律施行令	農林水産省	長野県	御提案では、山林化した土地の農用地区域からの除外のためには、農業振興地域整備計画(以下「整備計画」という。)に関する基礎調査が必要であるとされているが、当該除外が農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する「経済事情の変動その他情勢の推移」に該当する場合には、必ずしも基礎調査を経ることなく農用地区域からの除外を行うことが可能であり、その盲を周知する方向で検討する。農用地区域は、農業の用に供すべき土地の区域として、市町村が定める整備計画の農用地利用計画において定められた区域であり、農用地区域からの除外に係る計画変更については、①農業の用に供すべき土地の区域の変更という市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであることから、市町村は当該計画を縦覧に供し、当該市町村の住民が意見書を提出することができることとされ、②また、計画変更により周辺農地における農業上の利用に支障が生じる可能性があることから、農用地区域内にある土地の所有者等が異議申出を行えることとされており、③加えて、都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に沿った内容である必要があることから、市町村は都道府県に協議し、同意を得る必要があることとされている。ただし、地域の名称の変更又は地番の変更、農用地区域内の1へクタールを超えない面積における用途の変更等については、市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものとは言えないこと等から、これらの変更については、「政令で定める軽微な変更」として簡易な手続によることとされているものである。

	提案区分									
管理番号		分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)	
71	A 権限	農地•農	一展地または休早放牧 地の賃貸借の解除等 の許可権限の移譲	農地法第18条第1項及び第3項 の規定により都道府県が処理す ることとされている事務・権限を、 中核市市長へ移譲する。	【制度改正の経緯】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)第36条により大都市の特例として、農地法第18条第1項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務が、指定都市又は指定都市の長に適用があるものと改正されました。 【支障事例】 過去に、市街化区域の農地を転用する際に残存小作権がついていることが判明し、合意解約を求めたが離作料の金額面で容易に合意に至らなかったことから、農地法18条第1項の手続きについて説明したことがあります。その際は、都道府県知事の許可が必要な旨を説明したものの、許可までの期間が長いことから、やむなく合意解約に至りましたが、当事者からは許可までの期間を短縮できないのかと意見がありました。 【制度改正の必要性】 農地法第18条第1項の許可申請は、申請受理後に相手方の見解を聴取し、農業委員会の事実認定と意見を記載した意見書を都道府県知事に送付するようになっています。その後、都道府県知事が都道府県農業会議の意見を間くこととなっていることから、許可まで長期間を要することとなります。このことから、中核市市長へ権限を移譲することにより、期間が短縮され、申請者の利益につながります。 【懸念の解消策】 賃借人からの解約申出等で、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当するか否か判断をする事案が想定されます。 事例が少ないことが想定され、難しい判断になることが想定されますが、都道府県関係部署の助言や、都道府県農業会議の意見を聞くことで適正な判断が可能であると考えます。	i 農地法第18条第1項 及び第3項、第59条の 2 (第4次一括法第36条)		大分市	農地法第18条第1項の許可は、賃貸人と賃借人の双方の利益の調整を図る観点から、客観的かつ慎重な審査を行い得る体制を備えていることが必要であることから、現場からある程度距離を置いている都道府県知事が処理することとされている。 指定都市内にある農地に関する当該許可権限については、 ① 多くの都道府県と指定都市が指定都市への権限移譲に賛成したこと ② 地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度の活用により、既に多くの指定都市の長が事務を行っていたこと ③ 指定都市は、規模・能力の点で都道府県と遜色がないこと から、第4次地方分権一括法に基づき、本年4月1日から指定都市の長に権限移譲されたところであるが、中核市においては、そのような事情にはないものと考えている(中核市45市のうち、地方自治法により権限移譲を受けているのは16市(36%))。 このため、一律に中核市に権限移譲を行うのは適当ではなく、地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度を活用し、個別に権限移譲を行っていくことが適当と考えており、まずは、本特例の適用について大分県と協議いただければと考えている。	
156	A 権限	農地・農	の賃貸借の解約等の	農地又は採草放牧地の賃貸借 の解約等の許可事務の都道府 県から中核市への移譲	【制度改正の必要性】 農地賃貸借の解約等の許可申請がされた場合の手続については、農業委員会が窓口となり、申請書の記載事項及び添付書類を審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、申請が適法なものであるかどうか審査のうえ、申請の却下又は許可若しくは不許可についての意見を決定し、都道府県知事に送付する。都道府県知事は、農業委員会の意見書等を参考にして、農業委員会と同様の審査を行う。 農地の賃貸借の解約等の許可は、当事者の実態にまで踏み込んで検討しないと判断ができない場合もあり、実質的に許可判断を行うのは農業委員会であり、許可の諾否は、法令や通知(農地法関係事務に係る処理基準について(平成12・6・1 12構改B404 農林水産事務次官通知))に基づき判断されるものであり、許可権者によって判断基準が変わるものではない。また、権限移譲により許可事務の処理期間の短縮化が図られることから、許可事務の権限を移譲することが適当である。	農地法 第18条第1項及び第3 項 第59条の2	農林水産省	岐阜市	農地法第18条第1項の許可は、賃貸人と賃借人の双方の利益の調整を図る観点から、客観的かつ慎重な審査を行い得る体制を備えていることが必要であることから、現場からある程度距離を置いている都道府県知事が処理することとされている。 昨年の地方分権第4次一括法において、都道府県知事の権限を指定都市に移譲したが、これは指定都市内にある農地に関する当該許可権限については、 ① 多くの都道府県と指定都市が指定都市への権限移譲に賛成したこと ② 地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度の活用により、既に多くの指定都市の長が事務を行っていたこと ③ 指定都市は、規模・能力の点で都道府県と遜色がないことを理由とするものであるが、他方で中核市においては、そのような事情にはないものと考えている(中核市45市のうち、地方自治法により権限移譲を受けているのは16市(36%))。 このため、一律に中核市に権限移譲を行うのは適当ではなく、地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度を活用し、個別に権限移譲を行っていくことが適当と考えており、まずは、本特例の適用について岐阜県と協議いただければと考えている。	

	提案区分									
管理番号		分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)	
173	B 対規和	# 1.1. #	2a未満の農業用施設 等の設置に係る農地 転用許可の撤廃	耕作を行う者が、その者の他の 農地の利用増進のため又は2a 未満の農業用施設を設置するために農地等を転用することを目 的として、他者の農地等に権利 を設定し、又は移転する場合に は、あらかじめ市町村農業委員 会へ届け出ることとし、農地法第 5条の許可を不要とする。	【支障事例、必要性】 耕作の事業を行う者が所有している農地を、その者の他の農地の保全又は利用増進のために転用する場合や2a未満の農業用施設を設置するために転用する場合は、農地法施行規則第32条第1号の規定により、農地法第4条の許可は不要とされている。しかしながら、耕作の事業を行う者が、2a未満の農業用施設等を設置するために、他者の所有する農地等に権利を設定し、又は移転する場合には、農地法第5条の許可が必要とされており、許可申請のための書類の提出が農業者の負担となっている。本県の規制緩和対象施設(法第5条許可、農業用倉庫は2a未満)の許可実績(農振農用地内の件数) H26 農業用倉庫12件(3) 農地への通路14件(1) H25 農業用倉庫9件(2) 農地への通路16件(4) 農業用水路1件(1) 【メリット】 申請書に添付する書類(事業計画書、資金証明、工事工程表、その他必要な書類)が大幅に削減され、農業者の負担軽減につながる。現行制度では、許可申請から許可までには、約6週間かかるが、届出であれば、設置までに係る期間が短縮される(参考ですが、市街化区域が指定されている本県のある農業委員会では、概ね、5営業日で届出の受理通知を行っているとのこと)。	展地法第5条、展地法施行規則第32条第1号·第53条	農林水産省		農地を転用するために他人から農地の権利を取得する場合には、 ① 転用する農地の位置、規模、事業内容等が適正なものであり、周辺の農地における営農に支障が生じることがないか ② また、転用しようとする農地を借り受けて耕作している農業者がいる場合には、その同意を得ているか等を確認するため、事前に許可を必要としている(農地法第5条)。  一方、自らの農地において、農業用施設を設置するために2アール未満の農地を転用するとき等については、 ① 自らの営農に影響がない位置で必要最小限度の面積の農地を転用し、 ② 所有者として、農地を借り受けている者の同意を得るものと想定されることから、農地法の許可は不要としている(農地法第4条第1項第8号、農地法施行規則第32条第1号)。  仮に、農業用施設設置のための2アール未満の他人の農地の転用に際し、農地法第5条の許可を不要として農業委員会への届出制とすれば、 ① 必要以上に規模の大きな面積の農地や当該施設の設置により周辺農地に日影等の影響が生じる位置の農地が転用されることによって、周辺の農地における営農に支障が生じるおそれがあること。 ② 農業用施設のの転用においては、不動産業者を介さない相対取引が一般的と考えられることから、転用しようとする農地を借り受けて耕作している農業者がいる場合であっても、農地を見るだけでは必ずしも借り受けている者がいることが分からないため、その同意を得ないまま転用され、係争に発展するおそれがあることから、事前に是正をすることができなくなるため、適切ではないと考える。  また、申請書の添付書類については、例えば、 ① 転用事業の内容を確認するために必要に応じて添付を求めている事業計画書や工事工程表については、施工業者が作成する設計書等 ② 転用事業を実施するための資力の確認に必要な資金証明については、預金通帳の写しを活用することが可能であり、申請者の過大な負担にならないようにしているところである。	
207	B にる緩地す制	ette i i ette	農振法ガイドラインに おける農振法施行規 則第4条の4第26号 の2計画の明確化		【具体的な支障事例】 農振法施行規則第4条の4第26号の2の制度を活用した農村集落の活性化を進めるため、多くの時間と経費を費やした。特に集落維持型住宅、日常生活関連施設、地域振興のための工場等(いずれも地域の就農者や他市町村からの住民を呼込むもの)について、農水省の担当者からは、ガイドラインに記載の「農業集落地域において設置することが通常適当であると認められる非農業的な土地利用需要に対応するものとすることが必要」「積極的に非農業的な土地利用を図ることにより都市化の進展を促進させるような土地利用~なじまない」と示されたが、その規模感や通常適当であると認められる範囲等について、具体的な判断基準が示されなかった。また、同じ制度でありながら、非農用地予定区域に整備可能な施設等についての考え方が、他の地域※と近畿とで違いがあった。 ※他地域では、26号の2計画において大規模な地域振興のための工場を設置した。 【具体的な効果】 ガイドラインの明確化を図ることで、優良農地や農産業を守りつつ、迅速かつ適切な判断が可能となる。	に関する法律施行規 則第4条の4第26号の 2 農業振興地域制度に 関するガイドライン第 13 3(5)⑦	農林水産省	近江八幡市	市町村の条例に基づく「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」(いわゆる「26号の2計画」)は、農用地の保全と併せて地域において通常発生している非農業的土地需要に対応するものとして創設したものであり、その対象となる施設の種類や規模は地域の実情に応じて様々であることから、市町村による「26号の2計画」の作成に資するよう、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて想定される施設を例示しているところである。 御指摘を踏まえ、農業振興地域制度に関するガイドラインについて、「26号の2計画」の対象として想定される施設の例示の追加等を検討することとしたい。	

提案	区分						
管理番号 区分	提案事項 分野 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	耕作放棄地再生利農地・農 緊急対策交付金に	係 に係る交付金を都道府県・市町 移 村への交付金とし、事務手続の 権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、耕作放棄地の発生防止・解消などが求められている。都道府県と市町村は、H26年度から農地中間管理機構を活用した取組みを進めているが、耕作放棄地の解消にいたっていない。 【支障事例等】 「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に交付金を交付し、都道府県協議会が地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を精査し承認することになっているが、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手続が煩雑であるため、各協議会の負担が大きくなっている。これまで本県では耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(H21~)を活用して延べ59の取組主体が事業を実施しており、計画承認から実績報告までの手続きを経ているが、そのたびごとにJA中央会営農振興部長の決裁が必要であり、文書の往復等のため、事務処理に時間を要している。また、年間各2回の監査、幹事会、総会においては農政環境部長、JA中央会会長、農業会議会長の決裁が必要であり、同様に事務処理に時間を要している。 【効果・必要性】 都道府県・市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する県地方機関や農地中間管理機構との連携が可能となり、耕作放棄地の解消に向けた総合的な取組みが可能となる。また、営農など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域の特性に応じた指導も可能になるなど、より総合的に事業効果を高めることができ、地方の耕作放棄地を有効活用し、地方創生の推進につなげることができる。	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱		兵賀府県、庫県、大歌島、滋阪山県	
B にる 206 緩和	用(農地 基準の変更を伴う	域縁辺部において、市町村長が 対象区域に農業振興地域の農 用地を含んで地区計画を定めようとするときに、農林水産大臣及 び都道府県知事に協議を行い、 協議が調った場合に限り、当該 地区計画の区域内について、都 道府県知事は、農業振興地域の 整備に関する法律に基づく農業	都市計画法第15条第2項により、区域区分に関する都市計画は、都道府県が決定するとされており、本県では、通常5年毎に広域の都市計画区域全体の見地から、複数の市町村と調整の上で都道府県が見直しを行っている。しかし、都道府県が決定主体であるため区域区分の見直しには長期間を要しており、基礎自治体が推進するまちづくりのウィークポイントとなっている。		農林水産省	近江八幡市	市街化区域縁辺部の市街化調整区域において都市的土地利用を行うのであれば、土地利用計画に基づく開発を検討することが適当と考えられることから、具体的な計画をもとに、農業振興地域の区域変更及び都市計画の変更に向けて都道府県と調整を行うことが重要であると考える。また、「県が、通常5年ごとに市町村と調整の上で区域区分に関する都市計画の見直しを行っている」とされているが、必要な場合には、5年ごとの見直しでなくても都市計画を変更することが可能である。 なお、都道府県は、都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るために、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域として、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域として設定できることとなっており、農振法上、市街化区域においては農業振興地域の指定がされないこととされている。  一方、市街化調整区域における地区計画は、市街化区域とは異なり、市街化を促進するための計画ではなく、市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の性格を変えない範囲内で、既存集落等の良好な環境の確保を図るなどのために定められるものである。 このため、御提案のとおり、地区計画が定められた市街化区域縁辺部の市街化調整区域において農業振興地域の指定がされないこととすることは、今後相当長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域である農業振興地域の性質に鑑み、適当ではないと考える。

提室	案区分	<b>&gt;</b>						
管理番号 区分	分	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
2 Bにる緩 地す制	一	「長期利用財産処分報告書」を提出するに 当たっての提出書類の明確化、手続の簡素化	農業集落排水施設を財産処分し、公共下水道に接続するため「長期利用財産処分報告書」を提出しようとしていますが、なにをもって報告書を受理できるか詳細に基準を明示していただくとともに、事前協議の短期化、及び受理が簡潔になるよう緩和していただきたい。	り、地域活性化等を図るということで、処理場の後地利用の計画を防災倉庫、防火水槽等で利用することとしています。 しかし、提出書類について明示されていないと思われるものまで、届出の過程で提出するよう不備を指摘され、書類作成・協議に時間がかかっております。たとえば、防災倉庫にはどのようなものをいくつ置くのか等利用計画書の作成を求められることや、地域防災計画への掲載を求められ	の執行の適正化に関する法律第22条 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成26年6月25日26経		倉敷市	地域活性化等を図るために行う財産処分に係る長期利用財産処分報告書の受理を行うに当たっては、今後の利用方法等について具体的に確認する必要があるが、今後の利用方法については、地域ごとにその取組が異なることから、受理可能となる基準を予め詳細に設定することは困難である。なお、お示しのあった「『長期利用財産(10年以上)』であり、地域活性化等を図るために行う財産処分であれば、補助事業者(市)による長期利用財産処分報告書の提出、農林水産大臣による受理により承認行為となる取扱い(包括承認制)」は、手続の簡素化の観点から導入されたものであることから、報告内容の確認のために必要な書類については、必要最小限のものとなるよう、地方農政局を通じて各都道府県・市町村等に周知を図ってまいりたい。(なお、本案件において、国(中国四国農政局)は、倉敷市から提示のあった別添資料の事項に係る報告を求めていない。)
35 Bにる緩 地す制	一	農地防災事業に係る 土地改良法に基づく 手続の簡素化(要件 の緩和)	農家に事業費負担を求めない農 地防災事業に係る土地改良法 手続について、地方自治体によ る申請制度の拡充や3条資格者 (事業の施行に係る地域内にあ る土地の農家等)同意手続の省 略など、法手続の簡素化に資す る見直しを行うこと。	【制度改正の必要性】 大規模災害が懸念される中、農村地域の国土強靱化を推進するためには、地方自治体が自主的に取り組むことが可能な事業制度の拡充が必要である。また、農家に事業費負担を求めない農地防災事業であっても、通常の土地改良事業を同様に、3条資格者に限り同意が必要となっている(土地改良法第85条の2第6項により事業を行う場合を除く。)が、農地以外での効果もあるなど、地域全体で効果を享受するものであり、行政が主体となって事業化に取り組む側面が強いものと思われる。このため、特に農家に事業費負担を求めない農地防災事業において、3条資格者の同意の必要性を検討する余地もあると思われることから、こうした場合にあっては、3条資格者の同意手続を省略する措置を設けるなど、事業施行の迅速化等に向けた見直しを進めていただきたい。 【支障事例等】 農地防災事業は、農地に加え、宅地・道路・一般公共施設等にも防災効果が生じるものである。例えば、湛水被害が生じている地域で排水施設を整備した場合、農用地の被害防止とともに、地域内の宅地等の浸水を防止する効果もある。したがって、農地防災事業については、市町村を始めとする地方自治体が積極的に関与し、迅速に事業を行うことが望ましいが、土地改良法第85条の2第1項により市町村自らの発意による事業であっても、基本的には3条資格者の同意を要しない手続の規定では、受益面積6,000へクタール以上等、国営土地改良事業を念頭に置いたものと思われるため、市町村の発意により都道府県が事業を実施することは困難な状況にある。	土地改良法第85条の 2	農林水産省	愛知県	土地改良事業の実施につき、原則として事業参加資格者の同意徴集を要することとされているのは、一定の地域の土地を対象に強制的に事業を実施することにより、地域内の農用地の生産条件を改変して個々の農家の経営に影響を与えるとともに、これによる受益に対応して個々の農家に要した経費を強制的に賦課徴収できることとされていることによるものである。  上記のように、土地改良事業は原則として個々の農家の権利と利益に関わるものであることから同意を徴集することとされているものであり、提案理由において挙げられているように、農家負担がないことのみをもって3条資格者の同意徴集を省略することは適当ではないと考えられる。  なお、提案での「具体的な支障事例等」の中で、「(土地改良法第85条の2第6項により事業を行う場合を除く。)」とされており、土地改良法第85条の2第6項の規定に基づく市町村の申請による国又は都道府県土地改良事業(以下「市町村特別申請事業」という。)においては同意徴集が不要であるかのように記載されているが、市町村特別申請事業の申請時には事業参加資格者からの同意徴集を要さないとされているものの、市町村特別申請事業と一体となってその効果が生じ、又は増大するような、他の施設の新設又は変更を内容とするなどの土地改良事業を実施する際に、当該市町村特別申請事業に対する同意を含めて同意を徴集することとされており、市町村特別申請事業においても同意徴集が不要とはされていないところである。

	提案区分									
管理番号		分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)	
140	B が規和 おす制	. 農業地・農	土地改良法52条に基 づき換地を行う場合の 権利を有する者の取 り扱い変更	農地の基盤整備事業により土地 改良法52条に基づき換地を行う 場合に限っては、地区内に相続 手続き未了農地があって、複数 の相続権利者が存在したとして も、複数ではなく1名の登記名義 人として取り扱うこと。ただし、相 続権利者の法定持分は維持す る。	【具体的支障事例】 換地を伴う基盤整備では、登記名義人が死亡している土地で事業を実施する場合は、相続登記後 に換地処分を行うが、近年、相続登記が未了の農地が多数生じており、事業の迅速な実施に支障 が生じている。また、登記名義人や相続権利者に所在を確認できない者も増えており、地区の設 定や効率的な事業実施に支障をきたしている。 具体例として、現在、事業実施を計画中の地区では、地区内の土地の登記名義人が150人(生存 69人、死亡して相続手続き未了81人)であって、権利を有する者が996人(生存69人+相続権利者 927人)存在する場合、2/3以上を権利者会議に出席させて意思確認すること自体が困難で、事業 が実施できない(分母だけが肥大化し、換地計画の議決ができなくなる)。 【制度改正の必要性】 現行制度では、運用上、相続手続き未了で相続権利者多数の土地をやむなく地区から除外する 等で対応している。相続手続き未了の土地は1名の登記名義人のものとして取り扱い、その土地 の相続権利者全員の同意をもって1名の同意とすることとなれば権利者会議に出席すべき人数が 100人(分母150人の2/3)となるので、事業に同意する権利者の意思(分子)が尊重できるようにな る。 【懸念の解消策】 運用上、意思確認が可能な相続権利者の中に整備へ反対するものが存在する土地は事業地区 内に含めないものとすることで反対者の意思を侵害することはなくなる。土地改良法は1949年の施 行であり、当時は家督相続制度(1947年の民法改正で廃止)により円滑な相続がなされた農地が 多かったと思われるが、現在の社会情勢に合わせた緩和が必要。	土地改良法52条	農林水産省	長崎県	ほ場整備事業のように換地を伴う土地改良事業においては、換地処分に係る一連の手続を実施するに当たり、当該事業実施地区内の農用地に関する権利に直接影響を及ぼすものであることから、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下「関係権利者」という。)で組織する関係権利者会議において、当該関係権利者が当該換地に係る計画(換地計画)に対する同意又は不同意の意思を表明できるようにされているところである。  提案によれば、その所在が不明となっている相続人(関係権利者)を特定することなく、関係権利者会議では意思を表明できないものとして扱うこととしてはどうか、としているが、関係権利者を特定することなく換地処分に係る一連の手続を実施することとなれば、特定されないままとなった関係権利者の財産権の侵害に当たるおそれがある。したがって、こうした場合にあっては、民法に規定する財産管理制度を活用することとし、当該制度により選任された財産管理人を経由して一連の手続を進めることが適当と考えられる。  なお、関係権利者は関係権利者会議に必ずしも出席する必要はなく、書面議決や委任によることも認められている。	
104	Bにる緩 地す制	. 農業地・農	農業用施設等の災害 復旧事業制度に係る 事務手続きの簡素化	農地及び農業用施設に係る災 害復旧事業費の補助制度について、基大な災害を受けた際に可能となる補助率増高申請等を 国に行う場合に、添付が義務付けられている書類(字切図及び 高率補助該当調査表)を簡素化する。	添付書類の作成に要する事務量が膨大となり、他の業務を抱える現場においては非常に負担と	農地及び農業用施設 の災害復旧事業に係 る補助率増高申請事 務の手引き	農林水産省	千葉県	本提案は、地方農政局監修の手引きに定められた事務手続に係るものであり、政省令、要綱等に定められているものではなく、字切図については、貴県が提案する計画平面図等その他の図面が、被災箇所と関係耕作者を確認できるものであれば字切図に代えることができるものである。また、高率補助該当調査表についても、耕作者名簿を電子化することにより関係耕作者の重複が無いことが確認できる場合には、省略できることとなっている。したがって、本提案については、「現行制度でも対応可能であることが明らかな事項」に該当すると考えられる。	

管理番号		分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	Bにる緩地す制		地域振興各法におけ る計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振を目的展告法では、法律ごとに計画等を被変があるが、法定する必要があるが、独立の計画等を複数ない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。・計画記載項目の共通様式化による合理化・計画策定時期が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 「懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 「懸念の解消策等」 を持続である。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性 化のための基盤	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知事会	【山村振興法】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 またスケジュールについては、一律の日程を示しておらず、地域の実情、自主性を踏まえた対応が可能と考えているが、仮に、重複を避けるため、全国一律に策定時期の調整を行う等とした場合には、地方公共団体によって必要なスケジュール感が異なることから、地域によっては必要性に応じた振興施策の迅速な実施に支障を及ぼすおそれがあり、慎重な検討が必要である。 また、山村振興法は昭和40年に10年間の時限法として制定され、本年3月に5度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて、各地方公共団体の実情を踏まえたスケジュール感で、計画等の作成・検討が行われるものと考えている。なお、計画等の作成に伴う地方公共団体の負担を軽減する観点から、計画等の作成に関する通知を技術的助言としてお示しする等、円滑な計画等の作成の支援に努めているところである。 【特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律】地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。策定スケジュールについては、①本法が恒久法であることから法期限満了に伴う計画期限が存在しないこと、②御指摘の農林業等活性化基盤整備計画は市町村がその必要性に応じて自主的に策定するものであることから、関係府省による調整の対象としてはふさわしくないと考えている。
326	B にる緩地す制	用(農地	地域振興各法におけ る計画策定手続の簡 素化	に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めないま態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。・計画記載項目の共通様式化による合理化・計画策定時期が重複した場合のスケジュール等の調整		過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	山広島県県	【山村振興法】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。策定スケジュールについては、一律の日程を示しておらず、地域の実情、自主を踏まえた対応が可能と考えているが、仮に、重複を避けるため、全国一律に策定時期の調整を行う等とした場合には、地方公共団体によって必要なスケジュール感が異なることから、地域によっては必要性に応じた振興施策の迅速な実施に支障を及ぼすおそれがあり、慎重な検討が必要である。また、山村振興法は昭和40年に10年間の時限法として制定され、本年3月に5度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて、各地方公共団体の実情を踏まえて近長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて、各地方公共団体の実情を踏まえたスケジュール感で、計画等の作成が検討が行われるものと考えている。なお、計画等の作成に伴う地方公共団体の負担を軽減する観点から、計画等の作成に関する通知を技術的助言としてお示しする等、円滑な計画等の作成の支援に努めているところである。 【特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律】地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。地方公共団体が実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同しとは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。策定スケジュールについては、①本法が恒久法であることから法期限満了に伴う計画期限が存在しないこと、②御指摘の農林業等活性化基盤整備計画は市町村がその必要性に応じて自主的に策定するものであることから、関係府省による調整の対象としてはふさわしくないと考えている。

世 管理番号 区分	提案事項 分野 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
B に B に を が が が が 制	農地・農  多面的機能支払に係    業   る交付金の改正	多面的機能支払に係る3交付金 (農地維持支払・資源向上支払 (共同活動)・資源向上支払(長 寿命化))の経理の統合	【改正の必要性】 多面的機能支払については、①農地維持支払交付金、②資源向上支払(共同活動)交付金及び ③資源向上支払(長寿命化)交付金の3交付金で構成されている。 交付金の経理区分については、下記のとおり2種類で区分することとなっている。 1:①農地維持支払交付金・②資源向上支払(共同活動)交付金 2:③資源向上支払(長寿命化)交付金 実際の共同活動においては、例えば ①の農道の路面維持と③の舗装工事 や ②の水路の軽微な補修と③の長寿命化のための補修 など 活動の区別が曖昧なものがあり、経理区分を行うことが難しい場合がある。これらのことから実施集落より、経理事務について簡素化を図るため、経理の区分を統合し一本化することが望まれている。 【支障事例】 金額の大きな補修の工事発注ができなく、各年度ごとに細切れの工事発注となるため、経済的に不利となったり、効果の発現が遅れる。 経理の区分が曖昧な活動について、農林水産省に確認をとる必要があるため、着手まで時間を要する。	農業の有する多面的 機能の発揮の促進第3条、 会 関する法律第3条、 会 動機能支払交付 第18(3)、 第28(4)	農林水産省	奈良県	多面的機能支払のうち、①農地維持支払は、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動等、②資源向上支払(共同活動)は、水路、農道、ため池の軽微な補修や農村環境保全活動等、③資源向上支払(施設の長寿命化)は、水路や農道等の施設の老朽化部分の補修や更新を支援するものである。 このように、支援する活動によって交付金を区分しているところであるが、①と②については会計を一体として経理することを可能とし、活動組織への負担の軽減を図ってきたところである。なお、③は、水路の補修や農道の舗装等、施設の形状変更等を伴うため、財産管理の観点から他の活動と区分して経理を行っていただくこととしている。  多面的機能支払制度は、平成26年度から開始されたものであり、その内容、手続等については、お問い合わせ等にできる限り迅速に対応するとともに、今後、第三者委員会等の意見も聞きつつ、必要な改善を検討してまいりたい。
B に の が が が が が が が が が が が が が	農地・間管理事業に 係る事務手続きの簡 素化	1農用地利用配分計画の認可申請に係る添付資料について、でででいるでは農業者及び認定書の写出を出るの写出を出るの写出を出る。の写真性では、農田地台を開出を表現のでは、農田地台を展開をのでは、農田地ののには、一般によるには、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	【支障事例】 1~3について(1、3:事務手続きの煩雑さ 2:事務手続き期間の長さ) H27年度当初に農地中間管理事業の推進についての市町キャラバンを実施し、県内全25市町に県及び機構の担当者が出向き、各市町毎に推進上の課題について検討したところ、全市町が①事務手続きの煩雑さ(提出資料の多さ等)と、②事務手続き期間の長さ(貸付希望者が機構に農地を貸付け、機構から借受希望者へ権利設定されるまでの期間)を課題として挙げた。市町、市町農業公社等は、農地中間管理事業だけではなく、農業経営基盤促進法に基づく賃借権の設定等(従来事業)について、相談窓口となり、その後の事務手続きを行っている。面的な農地集積を図るため、市町等は農地の貸付希望者や借受希望者に対し農地中間管理事業の活用を誘導しているものの、①、②の理由で、結果としてユーザーである農地の貸付希望者や借受希望者の多くが従来事業での権利設定を選択している。(【参考】26年度の本県における農地の権利設定の状況:○農地中間管理事業での権利設定:450件、○従来事業:約5,800 +	農地中間管理事業の 推進に関する法律第	農林水産省	栃木県	現行制度では、機構から農地を借り受ける場合には、農地法第3条の許可なく権利を取得できることから、農地法第3条の許可要件を満たしているかを配分計画作成時にきちんと審査する必要があり、農地法で許可を受ける際に必要となる書類と同様の書類を配分計画に添付することとしている。このため、御提案のように、機構から借り受ける時だけに審査を緩めることにつながる添付書類の省略を行うことは適当ではないと考えている。ただし、全部事項証明書については、来年4月以降の農地情報公開システム改良後に、その添付を不要とできないか検討することとしている。農地中間管理機構は、公的な機関であり、公正・適正に貸付先の決定を行っていくことが求められることから、貸付先として選ばれなかった借受希望者が意見書を提出できる機会を設けることは必要であり、縦覧手続を廃止することは適当ではないと考えている。利用状況の報告に関する規定については、受け手が適切に農地を利用していることを確認し、適正に利用していないと認められるときには賃貸借等の解除を行えるよう設けているものであり、農地中間管理事業により農地の利用の効率化及び高度化を促進する上では不可欠な規定であることから、これを廃止することは適当ではないと考えている。機構の業務委託に関する都道府県知事の承認については、公正に業務を遂行できる者が委託先として選定されることを担保するために設けているものであり、これを廃止することは適当ではないと考えている。

管理番号	提第 区分	<b>全区分</b> 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	   制度の所管・関係府省   庁	団体名	回答欄(各府省)
	Bにる緩が対規和が対制		農事組合法人が行うことができる事業種類の拡大	(株式会社への組織変更不要) また、農事組合法人が自家用 有償旅客運送を行うことができる よう、道路運送法上の規制緩和 を求める。 ※地域に密着した生活サービス 事業の例 ①地洋の食料品や生活用 品などの宅配や販売 ②農家世帯などの高齢者の病 院等への送迎 ③農家世帯などの子どもの一時 預かり ④生活道路や農家世帯などの	【支障事例、必要性】 農山村集落の現状は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便数激減など、生活面で多くの課題を抱えている。 こうした中、農山村集落の担い手農家で構成する農事組合法人の生活サービス事業参入が住民の期待を集めており、法人においても、地域貢献の観点や、主要品目である米の価格が下落傾向にある中、収益向上や周年安定雇用を狙って、事業主体が撤退した生活店舗を活用した事業展開、公共交通機関の空白地帯における高齢者等の送迎支援、民家除雪など生活サービス事業参入に関心を示しているが、農協法により農業以外の事業実施が制限されているため、実施できない状況となっている。 株式会社に組織変更すれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能となるが、手続きの頻雑さに加え、農山村集落の実情に適した、構成員が平等に発言権を有する一人一票制の維持が困難(農事組合法人が同額出資ではない場合が多い)となるため、多数の組合員の合意には、膨大な労力と困難さが伴うことや、法人事業に従事した程度に応じて配当が可能な「従事分量配当」ができないことなど、株式会社にはない農事組合法人ならではのメリットが損なわれることとなるため、サービス事業参入を検討する上で大きな障害となっている。 また、自家用有償旅客運送についても、道路運送法上の規制により、地域のニーズに応じた柔軟な対応ができない状況にある。 【代替措置】 本来事業である農業に支障を来すことがないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の割合に制限を設ける。 【メリット】 農山村集落における生活サービスの提供農事組合法人の経営の多角化、安定化	農業協同組合法第72 条の8 道路運送法施行規則 第48条	農林水産省	長野県	農事組合法人は、農業者が集まって農業生産を協業して行おうとする場合に、法人格を取得する途を開くために特別に措置した簡易な法人形態であり、このことから、農業以外の事業を多角的に行うことは予定しておらず、農業以外の事業も多角的に行う場合には、株式会社などの一般的な法人形態を活用することを想定し、制度的に手当している。  今回例示のあった地域に密着した生活サービス事業の例のうち、食料品の販売については、自らが生産する農畜産物の販売は現行制度上実施可能である。また、農事組合法人が、その経営を発展させる中で、農業生産にとどまらず事業の多角化を行うようなケースを想定して、農事組合法人が、その経営を発展させる中で、農業生産にとどまらず事業の多角化を行うようなケースを想定して、農事組合法人から株式会社への組織変更の制度(簡易な手続で、現在の法人を解散することなく株式会社となることができる制度)を設けているところであり、この組織変更の制度を活用することにより、提案の内容は実現可能である。 なお、株式会社においても定款に定めをおくことにより1人1議決権的な運営も可能となっている。 また、自家用有償旅客運送の実施団体は道路運送法施行規則で同令第48条各号に列挙する非営利性を前提にした団体に限定しているところである。
67	B が規和 おす制		生産方式に係る技術」	エコファーマーの認定対象となる持続性の高い農業生産方式 の技術について、新たな農業技 術の進展に合わせ、規定技術を 追加するなど認定要件の見直し (施行規則の改正)を提案する。	合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直しを行う必要がある。 なお、化学合成農薬低減技術については、平成18年と19年以降は見直されていない。	持続性の高い農業生 産方式の導入の促進 に関する法律第2条 同法施行規則第1条	農林水産省	富山県	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律は、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図ることとしている。 同法において、持続性の高い農業生産方式とは、土壌の性質に由来する農地の生産力を維持増進し、良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、化学肥料及び化学合成農薬の使用を減少させる効果等が高い技術を用いるものをいう。 それらの技術については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条で定められており、その追加については、追加しようとする技術が法の趣旨に合う場合に行っているところである。 御提案の技術については、その具体的な内容を確認・検討の上、省令改正の要否について判断を行う。

世 管理番号 区分	提案事項 分野 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
B 地方 147 8 2 3 4 3 4 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	農地・農 野菜生産出荷安定法 施行規則の見直し	野菜生産出荷安定法施行規則 の共同出荷割合の見直し	【具体的支障事例】野菜の価格が下落したときに価格差の補給を受ける野菜価格安定制度があるが、その制度を受ける産地は、一定の産地要件を満たす必要がある。しかし、市場に出荷せず契約企業に出荷する大規模生産者が新たにでてきたため、JAへ出荷する割合が相対的に低下し、野菜指定産地の要件の1つである共販要件を下回る産地がでてきた。しかしながら、対象産地のJAへの出荷量自体は増えており、消費者への安定供給の役割は果たしている。指定産地の継続のため、野菜生産出荷安定法施行規則第2条で定められている共同出荷割合を産地規模(出荷量)に応じて定めるよう見直してほしい。また、市場に出荷しない大規模生産者が「大規模生産者登録」をした場合は、その実績を共同出荷数量にカウントできるので、「大規模生産者登録」を推進しているが、野菜価格安定制度に加入するメリットがない大規模生産者は、登録がすすんでいない。「大規模生産者登録」をしていなくても、出荷実績の提供を受けた場合は、産地の出荷量から大規模生産者の出荷量を除くことを認めて欲しい。大規模生産者登録の要件対象野菜を出荷する生産者、法人等のほ場が野菜指定産地の区域であり、かつ、おおむね2haの作付面積を有すること。 (野菜生産出荷安定法第11条第2項、施行規則第6条より抜粋) 【制度改正のイメージ】産地規模(出荷量)に応じた共販率要件とし、例えば、産地規模(出荷量)が6,000t以上の産地は、共販率を1/3、8,000t以上の産地は1/4とする。その場合でも、共販量は2,000t以上産保でき、計画出荷は確保できると考えられる。	野菜生産出荷安定法 施行規則第2条	農林水産省	長崎県	野菜生産出荷安定法は、一定の生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的としている。 消費者への指定野菜の安定供給を図るため、同法に基づく指定野菜産地については、一定のまとまりを持ったロットの計画出荷を通じて需給安定が図られるよう、面積要件のほか、産地区域全体の出荷量に占める共同出荷数量の割合を2/3以上とする共同出荷要件な設定している。 この共同出荷要件は、共同出荷割合が一定以上低くなってしまうと、産地区域全体として計画出荷ができず、指定野菜の需給安定が図られなくなってしまい、野菜価格が乱高下して国民消費生活に影響を及ぼすおそれがあることから設けているものである。ただし、共同出荷要件については、共同出荷数量が2,000トン以上の大規模産地の場合は、より大きなロットの確保が可能であることから、共同出荷要件を2/3以上から1/2以上に引き下げる特例措置を設けている。この特例措置においても、産地全体として一定のまとまりを持ったロットを出荷し、野菜の需給安定を図るため、1/2以上という必要最低限の割合を要件としている。以上のことから、産地規模によって共同出荷要件を1/2よりも低くするという御提案については、野菜の需給を安定させ価格の乱高下を防ぐ観点から対応は困難と考えているが、一定数量を市場に出荷することを担保できる産地に対し、どのようなセーフティネット措置を講じていくかについては、今後とも検討が必要と考えている。 また、大規模生産者の出荷量を産地区域全体の出荷量から除くとの御提案については、見かけ上の共同出荷割合は高くなるものの、本来の共同出荷割合は野菜の需給安定を図る上で最低限必要な1/2という割合を下回ってしまうため、前述の考え方により対応は困難と考えている。
B にる緩和	鳥獣被害防止緊急捕 農地・農 獲対策における捕獲 貫 個体の確認方法の変 更		はい可の担当者が捕疫坑場に直接起さ確認することを基本としている事業主体が多く、特にかり   規模な事業主体で現場確認を基本としているところが多い。	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領 (別記3)第2 2(2)	農林水産省	佐賀県	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲の確認ついては、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領において、都道府県又は市町村の担当者による現地確認を基本としつつ、捕獲した鳥獣の個体全体と捕獲者が写っており、捕獲場所が特定できる日付入りの写真や、捕獲個体又はその部位による確認といった方法を地域の実情に応じて定めることができる規定となっている。これは、不正な事業執行を未然に防止する上で、鳥獣被害防止計画の作成者である市町村が責任をもって事業を実施することが重要との認識から定めたものである。御提案のように、捕獲の従事者が大半を占める鳥獣被害対策実施隊の隊員による現地確認を認めた場合、不正な事業執行を招く可能性があり、効果的な被害対策を阻害する恐れがあることから、対応は困難である。以上を踏まえ、上記の写真による確認と捕獲個体又はその部位による確認を組み合わせること等、地域の実情に応じた個体確認の精度を高める工夫を通じて、本事業に基づき捕獲された有害鳥獣の個体であることを確実に確認できる方法により御対応いただきたい。

管理番号	提第 区分	E区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
205	Bにる緩 地す制		鳥獣被害防止総合対 策交付金における事 業実施主体の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業(ソフト事業)の事業実施主体は、地域協議会のみと規定されているが、同交付金の整備事業(ハード事業)と同様に、地域協議会だけでなく、その構成員が事業実施主体となれるよう実施要領を見直す。	【支障事例】 サル被害対策では、年間を通してサルの群管理(行動範囲の把握や追い払い)を実施する必要があるため、交付金の活用できない年度当初から交付金の交付決定前までの期間について、市町村が独自財源で事業実施している地域がある。県では、地域の負担軽減のため、交付金の活用を推奨しているが、交付決定の前後で事業主体が異なることから、調査・追い払い従事者の人材確保が困難であるという理由で、交付金が活用されない例がある。 【提案実現の効果】 野生鳥獣対策は、地域協議会で合意形成を図った上で、関係機関が連携して実施することが重要だが、具体的な取組については、地域の実情に合わせて、地域協議会の構成員である市町村や生産者団体等による実施ができるよう規定を見直すことで、より効果的に対策を実施できるようになる。この提案が実現すれば、深刻化・広域化する野生鳥獣被害に対して、地域ぐるみでの被害対策が一層推進され、農林業等の被害軽減や営農意欲の向上、地域の活性化等につながると考えられる。	鳥獣被害防止総合対 策交付金実施要領	農林水産省	群茨栃馬城木県県県	鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣被害防止特措法の趣旨を踏まえ、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの取組等を支援している。近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少等が進行していることから、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することがいっそう重要となっている。 このような状況を踏まえ、生息環境管理、サル複合対策等を含む本対策のソフト事業については、特に構成員が一体となって事業に取り組むことが重要であることから、協議会を事業実施主体としている。(ただし、ソフト事業のうち農業者団体等民間団体被害防止活動については、地域協議会の構成員である農業者団体等の民間団体が実施隊員の確保・育成など実施隊の体制強化に向けた取組を行うことが可能である。) 御提案のように、本対策のソフト事業一般について、構成員が個別に取り組むことを可能とした場合、地域ぐるみの効果的な鳥獣被害防止対策が実施できなくなる恐れがあることから、対応は困難と考えている。 なお、ソフト事業の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務については、事業費の50%以内においてその業務を委託することが可能である。 また、交付決定前までの期間に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律において、補助事業者等は交付決定後に補助事業に取り組むこととなっている。ただし、本対策の実施要領において、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、交付決定前着手届を提出することにより、交付決定前に事業に取り組むことが可能となる規定を設けていることから、ご活用いただきたい。
274	A 権限	農地・農業	経営所得安定対策等 に係る「米の直接支払 交付金」交付事務の 国から都道府県等へ の移譲	経営所得安定対策等に係る 「米の直接支払交付金」を国から 都道府県への交付金とし、事務 権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 昨年の提案募集の閣議決定のなかで、全ての農地転用許可権限が都道府県に移譲され、また、都道府県の目標設置基準案及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。 国が進める地方創生では、農山漁村の所得を確保し、移住・定住を進める取り組みを進めており、地方も多面的機能を持つ中山間地域の活性化が求められている。 【支障事例等】 「米の支払い直接交付金」は、国が交付事務を行っているが、平地と中山間地等の条件不利地、大規模補作農家などの専業と兼業農家、農地中間管理機構を活用している農業者か否かに関わらず助成単価が一律であり、需要に応じた主食用米生産や水田の維持管理につながっていない。本県では、生産調整見直し後の米づくりのためにも、酒米の山田錦と一般のうるち(主食用米)品種に差を設けたり、県の安心ブランド米や有機栽培のものなど、品質・付加価値の高いものなどに誘導したいと考えているが、10a以上の米作付面積があることや、生産数量目標を守っていること等のみが要件化され、品質や銘柄、酒造好適米、特別栽培米であることなど、県や地域段階で推進すべき米生産への助成に対応できない。米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。 【効果・必要性】 各地域の特性にあわせた交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産とともに水田の維持管理につながる。	実施要綱2の(1)の⑤   及び⑦	農林水産省	兵庫県	米の直接支払交付金は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)及び「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月閣議決定)において、平成30年産から廃止することとされている。 このような中、この交付金を前提に機械・施設への投資を行ってきた農業者がいたため、現在、平成29年産までの激変緩和措置として実施しているところであり、ご提案のような新たな仕組みを導入することは適当ではない。

管理番号		₹区分	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	回答欄(各府省)
275	<b>区分</b>	分野     地・     農業	争務の国から郁退所	経営所得安定対策等に係る 「水田活用の直接支払交付金」 を都道府県への交付金とし、対 象作物及び交付単価を決定し、 農業者に交付する事務を移譲す ること。	【提案の経緯・事情変更】 昨年の閣議決定では、全ての農地転用許可権限が都道府県に移譲され、また、都道府県の目標設置基準案及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。 国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、地方は、担い手育成や農業の生産性の向上が求められている。 【支障事例等】 本県の水田への作付面積では、野菜が麦や大豆、飼料作物よりも大きく、水田活用を進めるための最も重要な作物となっているが、近年野菜の作付け面積は減少している。 (H22年 9,720ha → H25年 9,540ha(△180ha)) そのため本県では、県や地域段階の産地交付金も活用し、野菜の作付けを推進しているものの、戦略作物には野菜が入っておらず、取り組むことができない。 例えば、兵庫県の淡路地域はレタスやタマネギの産地だが、比較的冷涼な気候に適する大豆は適作とは言えない。麦についても、播磨地域では、比較的良質な生産物が収穫できているが、但馬地域では、湿潤地帯が多いため、適地も限られており、水田の裏作に麦を組み合わせ交付金を受け取ることが難しいのが現状であり、戦略作物助成が受けられないまま地域の特産物の作付に励む生産者があるアンバランスが生じている。 【効果・必要性】 都道府県への交付金化が実現されれば、地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図ることができる。また、本年度より、本県独自の取組としてスタートした「農業施設貸与事業」と野菜作付拡大の交付金を組み合わせることにより、新たな水田の担い手の確保にも寄与すると考えられる。			兵庫県	水田活用の直接支払交付金は、飼料用米、麦、大豆等の生産拡大を進めること等を通じて、食料自給率・自給力の向上を図ること等を目的としている。 御提案のとおり、「水田活用の直接支払交付金」について都道府県が対象作物及び単価を設定できるようにすること等を認めた場合、 ① 本年3月に新たに閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においても飼料用米、麦、大豆等の生産拡大を推進することとされた中で、これらの作物への支援が担保されないこととなること ② また、今般の米政策改革を着実に推進していく上においても極めて重要な施策となっている本交付金については、多くの都道府県や農業者から制度の継続についての強い要望が出されていること ③ さらに、昨年に同趣旨の提案が提出された以降において、他の都道府県からは、国が行っている交付事務を都道府県で行うことについて、そのための人員の確保等は難しく、移譲しないでほしい等の声も現に聞こえてきていることから、対応は困難である。 なお、水田活用の直接支払交付金では、地域が取組内容(作物等)・単価を設定できる産地交付金の仕組みも設けていることから、野菜等の振興については、当該交付金を有効に御活用いただきたい。
153	Bにる緩 地対規和 方す制	農地・農	制度の弾力的運用	指定生乳生産者団体制度について、ミルクプラントを直接設置運営している生産者団体に限って、一部委託販売が出来るよう制度の弾力的運用を行っていただきたい。	指定生乳生産者団体制度では、原則全量委託販売となっているが、生産者自らが3t/日を上限に製造加工する場合はこの限りでは無いとなっており、一部委託販売が認められている。一方、現行の制度では、酪農生産者団体が自ら設置運営するミルクプラントであっても、一旦指定団体に全量委託販売し、その後に指定団体からミルクプラントが中間経費を加えた額で買い戻す必要がある。本県にも存在する生産者団体が運営するミルクプラントは、中小規模の工場が多く、経営が厳しい状況がある中、中間経費を加えた買取額では経営を圧迫する状況にあり、制度を脱退すると、生産者が加工原料乳生産者補給金の交付を受けられなくなる等の支障が発生している。よって、ミルクプラントを直接設置運営している生産者団体に限って、生産者が自ら製造加工する場合と同様の取扱を行ったうえで3t/日の上限を撤廃し一部委託販売が出来るよう、制度の弾力的運営をお願いしたい。	加工版料孔工度目開 給金等暫定措置法第 3条、第5条 「指定生乳生産者団体 が行うた乳 悪紅販売	農林水産省	長崎県	指定団体制度は、指定団体に出荷された加工原料乳のみに補給金を交付することを通じて、指定団体による生乳の一元集荷・多元販売を促進し、生乳の価格形成の合理化、集送乳経費の合理化等による我が国酪農業の健全な発達を実現することを目的としている。 御提案のとおり、指定団体との取引において、乳業施設を持つ生産者団体が部分委託を無制限に行うことを認めた場合、当該団体が自ら販売できない生乳を指定団体に販売委託することにより、乳業施設を持たない他の組合員の乳価低落を招くとともに、指定団体の取扱乳量の減少を招くことで、指定団体による生乳の価格形成の合理化等に支障をきたすなど、制度の根本的な目的に反することとなることから、対応は困難である。

	提案区分								
管理番号		分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
157	B にる緩 対規和	ᅷ	卸売市場整備基本方 針における中央卸売 市場再編基準の見直 し	第9次卸売市場整備基本方針において、「第2 1(5)中央知売市場を除く。)中央の一部場合を除く。)中の一部での一部では、次にはいるができません。 おけられば、大きないでは、まないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	【具体的な支障事例】 生産者から、県所管の地方卸売市場より国所管の中央卸売市場の方が、安定した価格や確実な入金など信頼感があるとの声がある。また、岐阜は近隣に名古屋市場があるため、名古屋市場に荷が集中し、取扱数量が減少する可能性が高く、ブランドイメージが損なわれる。実際、地方に転換した尼崎市、室蘭市の取扱数量の減少率は岐阜市の減少率を大きく上回っている。(別添資料「近年、地方に転換した市場の取扱数量一覧表」参照、H25のH21に対する割合)【制度改正(案)及び効果】 開設区域内の需要量について、指標①は人口に1人当の需要量をかけ開設区域内に十分な水産物を供給できているかを図る指標だが、「卸売市場をめぐる情勢について(農水省作成資料)」のとおり、水産物の市場経由率は53.4%(H24)で、指標①に市場経由率を掛けた量を供給できればその役割を果たしていると考える。現在:開設区域内人口×1人当需要量×卸売市場経由率指標②の水産物の基準数値35,000tについては、第8次卸売市場整備基本方針から35,000tのままで10年近く変更されていないことは、少子高齢化や魚離れ等による消費量の減少が続く中、実態とかけ離れている。中央卸売市場の平均は約35,000tだが、平均を上回る市場はほとんど政令指定都市である。政令指定都市以外の平均は約23,000tとなり、岐阜市が海なし県で漁港が無く、水産物の入荷は海に面した市場とは違う点も考慮して約20,000t程度が妥当な基準数値と考える。(別添資料「H26青果水産取扱高一覧表」参照)	卸売市場整備基本方針第2 1(5)	農林水産省	岐阜市	卸売市場法第4条第1項に基づき農林水産大臣が定める卸売市場整備基本方針(以下「基本方針」という。)については、同条第3項に基づき、卸売市場の再編について配慮しなければならないこととされており、これを踏まえ基本方針においては、中央卸売市場としての機能が十分に発揮されていない市場について、その機能の強化を図るため、提案にある2指標を含めた4指標からなる再編基準を設け、そのうち3指標に該当した中央卸売市場に対し、5つの再編措置(①市場運営の広域化、②他の卸売市場との統合による市場機能の集約、③集荷・販売面における他の卸売市場との連携、④地方卸売市場への転換、⑤卸売市場の廃止その他市場流通の効率化)のいずれかに取り組むこととされているところ。また、再編基準については、決策にある指標①については、開設区域における流通量の主要部分を占めているか判断するために、また、指標②については、中央卸売市場が開設区域内のみならず、周辺も含めた生鮮食料品等流通の拠点として機能を発揮する上で、全国的な視点で見て中央卸売市場としての望ましい規模を有するかを判断するために定めているものであって、いずれも各中央卸売市場が開設区域内のみならず、周辺も含め生生鮮食料品等流通の拠点として機能を発揮する上で、全国的な視点で見て中央卸売市場としての望ましい規模を有するかを判断するために定めているものであって、いずれも各中央卸売市場が開設と対しての望ましい規模を有するかを判断するために定めているものであって、いずれも各中央卸売市場としての過程を対しているが、まずは中央卸売市場として、早期に、市場運営の広域化、他の卸売市場とのが合とこるの措置を設けているが、まずは中央卸売市場として、早期に、市場機能の強化に取り組むことが必要となる。ただし、中央卸売市場への転換とので、早期に、市場機能の強化に取り組むことも選択可能としている他の関連がより、中央卸売市場としてがより、再編基準に該当することで地方卸売市場に対する生産者からの信頼感やブランドイメージが設損され、取扱数量が減少する可能が高いことを具体的な支障として挙げられているが、上記のとおり、再編基準に該当した場合においても、市場開設者の判断により、他市場との連携など中央卸売市場としてが続いても、市場開設者の判断により、中央卸売市場ととは、再編基準に該当した場合における中央卸売市場との主機を発送しているにとを踏まえれば、再編基準への該当イコール地方卸売市場のの転換との誤解に基づくのと考えられる)。また、現在の再編基準にでいては、全国の中央卸売市場関係者において既に一定程度定着し、これを基にそれぞれの中央卸売市場が依任に向けたと財の発情であって、国としても特定の可能と考えているに、再編基準で設当した場合における中央卸売市場としての機能強化への取組に混乱をきたすとともに、早期の改善意欲を減退させ改善機会を逸失することになりかわないため、慎重に考えるべきものと考えている。
	Bにる緩 対規和 方		中央卸売市場におり る仲卸店舗の消費者	市場のPRや活性化を図るため、仲卸店舗の消費者への定期的な開放が図れるよう、「中央卸売市場における業務運営について(H12.3.31 12食流第746号)」で記載のある仲卸業者の市場内での小売行為の明確化を図ること。	仲卸業者は、まず、月1回の開放から始め、順調なら、週1回の開放も考えている。	中央卸売市場におけ る業務運営について 第1 2(4)	農林水産省	岐阜市	「中央卸売市場における業務運営について」(以下「業務運営通知」という。)では、仲卸業者が市場内の店舗を利用して一般消費者に対して小売活動を恒常的に行うことは、原則として卸売市場法の目的外の使用に該当する行為であることから、開設者に対し、仲卸業者が卸売市場法の本旨に沿った事業活動に専念するよう適切な指導を求めているところである。なお、ここでいう「恒常的」とは、「常に」という意であり、毎日継続して小売活動が行われることを指し、既に社会通念上明確な意味を有しているものと考えている。  このため、提案にある週1回臨時的に仲卸店舗を一般に開放し、小売活動を行うことについては、業務運営通知にある恒常的な小売活動には当たらないことから、国としては開設者に対し特段の指導を求めていないところである。  なお、中央卸売市場内での小売行為(例えば年数回~月数回)については、「市場まつり」「市場開放デー」等として、全国各地の中央卸売市場において、開設者の判断により既に多数実施されており、卸売市場への市民の理解醸成等の観点からは、今後とも、関係者の合意の下で当該市場の卸売業務に支障が出ない範囲で適切に実施されることが期待されるところである。  また、提案を踏まえ、業務運営通知における仲卸業者の市場内での小売行為に関する記載について、「恒常的」の意味するところを正確に理解されるよう、開設者への説明会等の場で改めて周知を図ることとしたい。

世 管理番号 区分	提案事項 分野 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
276 A 権限 移譲	長地・辰   内本に参り、応り化	六次産業化法に基づく「総合化 事業計画」の認定権限を、国か ら県に移譲すること。		六次産業化法第5条1 項、5項		兵庫県、京 都府、徳島 県、京都市	
B に 68 68 68 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	農地・農 補助公共事業の変更 業 手続きの簡素化	農林水産省(林野庁及び水産庁 を除く)が所管する農山漁村公 域整備交付金以外の補助公の補助公のは、当該事業については、当該産大のののが必要をとの協議が必要とののうち「地区にとのを要して、農るののでの変ののででででででででででででででででででででででででででででででで	【提案理由、規制緩和の必要性】 農山漁村地域整備交付金事業と同様に、農政局への協議を廃止し、円滑な事業実施に資するようにする。 (平成17年度創設、地域再生基盤強化交付金や平成22年度創設の農山漁村地域整備交付金等では、地域裁量で個別事業地区の予算の執行について、すでに弾力的かつ機動的な運用が可能となっており、これに準じた扱いにしようとするもの。) 【具体的な支障事例】 H24年度は実施地区の11%(18地区)が補助事業であったが、平成27年度は73%(88地区)が補助事業を活用しており、補助事業を実施する地区が増えてきている。平成24年度の交付金事業実施地区では、補助事業であれば協議が必要となる事業の内容変更が約25回あったが、農政局協議が不要なことから、円滑な事業実施が可能であった。しかし、補助事業では、事前に農政局へ協議し承認を得る必要があることから、補助事業の増加に伴い協議案件も増えることが想定され、個別地区における事業の円滑な進行に支障がでるおそれがある。 【期待される効果】 地方による予算の機動的な運用が可能となり、事業の円滑な進行により地域の基盤整備に資する。	農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条 第1項 土地改良事業関係補助金交付要綱		富山県	土地改良事業関係補助金交付要綱第9において、農林水産大臣の承認が必要な変更として、工種別事業量の30%を超える増減、工種の新設又は廃止及び構造若しくは工法の変更又は施工箇所の変更等の要件を事業ごとに定めているところである。一方で、事務の簡素化の観点から、農林水産大臣の定める軽微な変更については承認申請を不要としている。農林水産大臣(地方農政局)の承認は、補助金適正化法第7条に基づき、補助金等の交付の目的を達成するために必要な手続であり、引き続き協議を行っていただくようご理解願いたい。

管理番号	提第	区分	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	回答欄(各府省)
官理留写	区分	分野	(事項名)	水の合相直の具体的内容	共体的な文庫事例、地域の美術を踏まれた必要性	依拠法节等	庁	凹体石	凹台懶(台府有)
277	A 権限	土地利除く)	の仰退府宗和事への    投議	大臣権限の保安林(重要流域内 における法第25条第1項第1号 から第3号まで)の指定、解除に ついて、当該権限を都道府県知 事に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 大臣権限の保安林の指定及び解除については、都道府県知事が国から委託を受けており、指定、解除に必要な専門的知識を有している。大臣権限と知事権限でこれらの手続きにあたっての基準に差異はない。 提案募集に係る閣議決定においては、一の都道府県内で完結する一級河川の全区間の都道府県に移譲された場合などは、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとなったが、そもそも河川管理者と同一にする必然性はなく、例えば一部流域が一部他府県にかかっている一級河川においては、多くの区間が流れている都道府県が流域の保全を行うべきであると考える。 【支障事例等】 解除申請の標準処理期間は、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、林野庁が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヵ月の事例も)を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースもある。また、林野庁本庁で事務をしているため、現場の状況等の把握や確認を迅速に行うことができず、都道府県に写真などの資料提供を求められるほか、他の解除案件が集中すると、時間がかかってしまうことが想定される。 【効果・必要性】 国土保全の根幹を揺るがすことなく都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。	森林法第25条、第26 条	農林水産省(林野庁)	兵庫原、徳島、島大取県	保安林制度は、水源の涵養や災害の防止等の公共の目的を達成するために、特定の森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な施業を確保することをもって土砂災害や水害等に備えるものであり、国民の安全・安心を守る重要な社会的規制である。 急峻で脆弱な地質を有する狭隘な国土に稠密な経済社会構造が発達する我が国において、国土を保全し、国民の生命・財産と経済活動の基礎を保障することは国の根幹的な責務であることに鑑みると、洪水や土砂災害の発生により広く被害が及ぶこととなる流域の保全を目的とする1~3号保安林の指定・解除の判断は、国の役割・責任に属するものである。 特に、重要流域に関しては、国の役割・責任に属するものである。 特に、重要流域に関しては、国流域内に多くの人口を抱えるなど、洪水や土砂災害等が発生した場合に想定される国民の生命・財産の被害が大きく、これらの防止が国家的な見地から重要であること ②流域内に高度なインフラ施設等が存在するなど、一地方の経済にとどまらず、国民経済上重要であること等から、当該流域内に存する1~3号保安林の指定・解除の権限及び責任は、国が自ら担うべきものとして、国の直接執行事務と位置づけているものである。 また、1~3号の保安林に関しては、4号以下の保安林と異なり、その指定・解除の影響は、広域的範囲に及ぶ。 複数府県にまたがる流域の保全を、最も多くの区間を管轄する府県が担う場合、行政区域を越えた範囲に対して一府県がその区域を越えて責任を有する事態が想定されるが、当該府県が権限を有する区域には制約があるほか、関係府県の利害関係が相反する案件が少なからず起こりうる現状の中では、相互の調整が困難になることが想定される。 このような事情を踏まえれば、保安林の指定・解除権限に関する国と都道府県の基本的な役割分担については、近年の度重なる山地災害の発生によって人命や国民経済に甚大な被害が生じている状況にあることを考慮すると、事務処理の簡素化のみの観点から、指定・解除権限の移譲について議論することは適当でない。
13	A 権限	土地利除く)	安林の指定・解除権	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 地方公共団体は、水循環に関する施策に関し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(水循環基本法第5条)従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保安林の指定等について、府県への移譲を基本とすべきである。また、複数府県に跨がる流域に係る民有林の保安林の指定等については、関係府県が揃って手を挙げれば移譲すべきである。関西では、広域行政の責任主体である関西広域連合により国や府県間の意見調整等を図ることが可能である。 【支障事例】 現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヵ月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の状況を説明するための詳細な資料が必要となっている。 【懸念の解消】 国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなず「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令等で重要流域に係る保安林の指定、解除等の「基準」を示すことにより担保され、現在の大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差違はなく、地方公共団体の事務実施は可能である。	条 :	農林水産省(林野庁)	関西広域連 合 (共同提案)	保安林制度は、水源の涵養や災害の防止等の公共の目的を達成するために、特定の森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な施業を確保することをもって土砂災害や水害等に備えるものであり、国民の安全・安心を守る重要な社会的規制である。 急峻で脆弱な地質を有する狭隘な国土に稠密な経済社会構造が発達する我が国において、国土を保全し、国民の生命・財産と経済活動の基礎を保障することは国の根幹的な責務であることに鑑みると、洪水や土砂災害の発生により広く被害が及ぶこととなる流域の保全を目的とする1~3号保安林の指定・解除の判断は、国の役割・責任に属するものである。 特に、重要流域に関しては、①流域内に多くの人口を抱えるなど、洪水や土砂災害等が発生した場合に想定される国民の生命・財産の被害が大きく、これらの防止が国家的な見地から重要であること。 ②流域内に高度なインフラ施設等が存在するなど、一地方の経済にとどまらず、国民経済上重要であること等から、当該流域内に存する1~3号保安林の指定・解除の権限及び責任は、国が自ら担うべきものとして、国の直接執行事務と位置づけているものである。また、1~3号の保安林に関しては、4号以下の保安林と異なり、その指定・解除の影響は、広域的範囲に及ぶ。 複数府県にまたがる流域の保全において広域連合が責任主体となる場合、その権限が及ぶ区域には制約があるほか、関係府県の利害関係が相反する案件が少なからず起こりる現状の中では、相互の調整が困難になることが想定される。また、洪水や土砂災害が広範囲で発生した場合、広域連合だけでは対応できず、国による対応が必要となることとなる。 このような事情を踏まえれば、保安林の指定・解除権限に関する国と都道府県の基本的な役割分担については、近年の度重なる山地災害の発生によって人命や国民経済に甚大な被害が生じている状況にあることを考慮すると、事務処理の簡素化のみの観点から、指定・解除権限の移譲について議論することは適当でない。

	提案区分								
管理番号		分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
154	Bにる緩地す制		体未関係争未補助立     生六八亜細のカエ	補助金において、内示後「交付 決定前着手届」の提出により、エ 事に着手したい。	【制度改正の必要性】 交付金については、農山漁村地域整備交付金実施要領第6に基づき、内示後「交付決定前着手届」の提出により、工事の着手が可能となる。しかし、補助金については内示後補助金申請をして、国からの交付決定後でなければ着手ができない状況である。 昨年度においては、補助金と交付金の決定日に21日間の差があり、工事進捗の遅延につながる状況となっている。(今年度においては24日間の差)また、H27.328付けで標準工期の改正があり、昨年度よりも標準工期が延長となっている。(金額により延長期間が大きく、例えば3千万の工事で30日延長となった。)このことにより、早期着手・早期完成を目標としているため、補助金についても交付金と同様、「交付決定前着手届」ができるよう、要綱等の改正をお願いしたい。	林業関係事業補助金 等交付要綱 農山漁村地域整備交 付金実施 第6	農林水産省(林野庁)	長崎県	補助事業については、会計検査院からの指摘を受け、事業の着手の時期は交付決定日以降であることが、徹底されている(「「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」の運用について」平成19年12月27日付け19経第1440号大臣官房経理課長通知)。 また、御指摘の標準工期の延長については、公共工事品質確保推進法の改正により発注者の責務に「適切な工期設定」が盛り込まれたことに対応した措置であり、純工事費3千万円で240日を標準工期としたところである(30日延長)。 御指摘のとおり、工事の早期着手が望ましいと考えられるが、入札公告の交付決定前の開始や国庫債務負担行為(ゼロ国債)制度の活用により、工事早期着手は可能である。 林野庁としても交付決定の迅速化に努めているところであり、速やかな交付決定が必要な場合は、申請書案の事前相談等により、速やかな交付決定を可能としている。このことは、各会議等において都道府県には周知を行ってきたところであり、工事全体に実質的な影響を及ぼす可能性は低い。 なお、災害関連緊急治山事業及び災害関連緊急地すべり防止事業については、「所謂施越工事に対する補助について(昭和31年6月7日付け31林野第76761号林野庁長官通知)」に基づき、交付決定前着手することが可能となっている。
	Bにる緩地対規和	土木・建	複数年契約を行う大 規模な木造公共施設 等への支援	大規模な木造公共施設等の整備については、木材調達や工事に複数年を要することから、複数年での契約の場合でも補助対象となるよう制度を見直すこと	スギの準備に約一年を要し、工事期間が複数年となった。	の海田について「笠」	農林水産省(林野庁)	福井県	大規模な公共施設の木造化・木質化を行う場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年での契約が必要とのことであるが、予算単年度主義の原則(日本国憲法第86条、財政法第11条参照)により、単年度契約を要件としているところ。また、工事発注に先駆けて、事前に地方自治体が木材調達を行う「分離発注」が全国各地で導入されており、単年度で実施している事例が多々あるところ。分離発注を行うことにより、施工者との工事契約前に伐採を始めることができるため、部材調達の時間を大幅に短縮でき、工事工程に沿った無理のない材料供給が可能となる。林野庁では、補助事業「木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援」により、地方自治体に対し分離発注の方法を含む様々な技術的な助言を行っているため、同事業の活用も御検討いただきたい。 なお、現在実施している「木造公共建築物等の整備」については、モデル性のある木造公共建築物の整備を通じて、木材利用の良さを地域住民に普及PRすることが目的であって、大規模なものを含め木造公共建築物の整備そのものを目的とするものではないこと、インフラ整備を目的とする国土交通省所管の社会資本整備総合交付金とは目的を異にすることを御理解いただきたい。

世 管理番号 区分	区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
8 99 8 対対制 39	そのイ	林業・木材産業改善 資金貸付事業計画承 認制度及び承認計画 に基づく月別資金管 理計画書の提出制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する。)。	り、再千尺、月际広りで国の世界で明られて了昇化している貝内事未の天心について、国から以 めて実本た马はも判在した。ている	「林業・木材産業改善 資金助成法の施行に ついて」(H15.6.11農林 水産事務次官通知)	農林水産省(林野庁)	九州地方知事会	本資金は、国庫補助金である林業・木材産業改善資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担金(1/3)を貸付原資として、林業従事者等に対し林業・木材産業改善資金の貸付を行うものである。この国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度当初の事業計画の承認を通じて、貸付計画がこれまでの資金造成額に見合うものであるか、造成した資金の管理計画が適正なものであるか等を確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることからも、毎年度における事業計画の承認は必要である。また、貸付事業計画についての現行の手続は、各都道府県の今後の使用見込み、社会的情勢等についての情報を把握し、今後の事業運営の在り方を検討する上で必要である。 月別資金管理計画については、毎年度の限られた国庫補助金を有効に配分するため、各都道府県の月別の貸付計画を基に適切な交付額の検討を行う必要があることから提出を求めていたものであるが、昨今の資金造成の状況や事務の合理化を勘案し、今後の取扱いについて検討することとしたい。
B にる緩和 地す制	その1	林業・木材産業改善 資金貸付事業計画承 認制度及び承認計画 に基づく月別資金管 理計画書の提出制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する。)。	る工、過去、国庫補助金叉竹の際に負竹事業内各等について国の番重を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度した。ている	你呆	(##	事会	本資金は、国庫補助金である林業・木材産業改善資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担金(1/3)を貸付原資として、林業従事者等に対し林業・木材産業改善資金の貸付を行うものである。この国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度当初の事業計画の承認を通じて、貸付計画がこれまでの資金造成額に見合うものであるか、造成した資金の管理計画が適正なものであるか等を確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることからも、毎年度における事業計画の承認は必要である。また、貸付事業計画についての現行の手続は、各都道府県の今後の使用見込み、社会的情勢等についての情報を把握し、今後の事業運営の在り方を検討する上で必要である。 月別資金管理計画については、毎年度の限られた国庫補助金を有効に配分するため、各都道府県の月別の貸付計画を基に適切な交付額の検討を行う必要があることから提出を求めていたものであるが、昨今の資金造成の状況や事務の合理化を勘案し、今後の取扱いについて検討することとしたい。

	<b>坦</b> 罗	区分							
管理番号		分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
100	Bにる緩 対規和 方す制	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	林業就業促進資金貸付事業計画承認制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業 計画承認申請を行い、その承認 を受ける制度を廃止することによ り、事務の簡素化(事務改善)を 図る(実績報告等については継 続する。)。	く、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続	「林業労働力の確保の 促進に関する法律の 施行について」 (H8.5.24農林水産事 務次官・労働事務次 通知) 「林業労働力の確保の 促進に関する法律に 基制度の運用につい て」(H8.5.24林野庁長 官通知)	農林水産省 (林野庁)		本資金は、国庫補助金である林業就業促進資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担金(1/3)を貸付原資として、新たに林業に就業しようとする者に対し就業に必要な技術等を修得するための研修等に必要な資金の貸付を行うものである。この国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度当初の事業計画の承認を通じて、貸付計画がこれまでの資金造成額に見合うものであるか、造成した資金の管理計画が適正なものであるか等を確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることからも、毎年度における事業計画の承認は必要である。
195	B が規和 おす制		林業就業促進資金貸付事業計画承認制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業 計画承認申請を行い、その承認 を受ける制度を廃止することによ り、事務の簡素化(事務改善)を 図る(実績報告等については継 続する。)。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。【懸念の解消策等】国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認制度を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。【類似制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業就業促進資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「林業労働力の確保の 促進に関する法律の 施行について」 (H8.5.24農林水産事 務次官・労働事務次 通知) 「林業労働力の確保の 促進に関する法律に 基制度の運用につい て」(H8.5.24林野庁長 官通知)	農林水産省(林野庁)	事会	本資金は、国庫補助金である林業就業促進資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担金(1/3)を貸付原資として、新たに林業に就業しようとする者に対し就業に必要な技術等を修得するための研修等に必要な資金の貸付を行うものである。この国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度当初の事業計画の承認を通じて、貸付計画がこれまでの資金造成額に見合うものであるか、造成した資金の管理計画が適正なものであるか等を確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることからも、毎年度における事業計画の承認は必要である。

提室	区分							
管理番号 区分	分野	一 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
B にる緩 地す制	その他	沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認制度 及び承認計画に基づく月別資金管理計画 書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「沿岸漁業改善資金計	農林水産省	九州地方知事会	本資金は都道府県に特別会計を設置し、国庫補助金である沿岸漁業改善資金造成費補助金(2)/3)及び都道府県負担(1/3)を原資として資金造成を行い、沿岸漁業者等に対し沿岸漁業改善資金の貸付を行うものである。都道府県においては国庫補助金の交付を受け資金造成した後も、国庫補助金を使用して資金の貸付を行うため、国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度事業計画承認を通じて資金造成額に見合った貸付見込みであるか、資金の管理が適正なものであるかを確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることからも、毎年度における事業計画の承認は必要である。  一方で、月別資金管理計画については、毎年度の限られた国庫補助金を有効に配分し、交付する必要があったことから提出を求めていたところであるが、昨今の資金造成の状況や事務の合理化を勘案し、今後の取り扱いについて検討することとしたい。
B にる緩 地す制	その他	沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認制度 及び承認計画に基づく月別資金管理計画 書の提出制度の見直 し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)。		「沿岸漁業改善資金計 画の取扱いについて」 (S54.4.27農林水産事 務次官通知)	農林水産省	山口県中国地方知事会	本資金は都道府県に特別会計を設置し、国庫補助金である沿岸漁業改善資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担(1/3)を原資として資金造成を行い、沿岸漁業者等に対し沿岸漁業改善資金の貸付を行うものである。都道府県においては国庫補助金の交付を受け資金造成した後も、国庫補助金を使用して資金の貸付を行うため、国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度事業計画承認を通じて資金造成額に見合った貸付見込みであるか、資金の管理が適正なものであるかを確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることからも、毎年度における事業計画の承認は必要である。  一方で、月別資金管理計画については、毎年度の限られた国庫補助金を有効に配分し、交付する必要があったことから提出を求めていたところであるが、昨今の資金造成の状況や事務の合理化を勘案し、今後の取り扱いについて検討することとしたい。

管理番号		区分	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	回答欄(各府省)
87	区     助対規和     おります     方	<del>分野</del> その他	漁業近代化資金融通 法における国による関 与の廃止又は簡素化	二重行政化を避ける為、漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、「承認」の手続を「廃止」若しくは「届出」等に簡素化すること、又は漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を引き上げること(いずれも国の承認手続き省略に繋がるもの。)。	承認がないときは利子補給の対象としない)で承認しているが、条件付の着工承認であることや造	漁業近代化資金融通 法第2条第3項第1号 の括弧書及び第1号 ロ、同法施行令第4条 第1号	農林水産省(水産庁)	九州地方知 事会	漁業近代化資金制度は、漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)に基づき、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として、漁業者等に長期かつ低利の資金を融通するための国の制度である。漁業近代化資金の融資条件については、法において貸付金額の上限、資金使途、利率その他が定められており、同制度の全国的な公平性の確保が図られているところである。 この中で、貸付金額の上限については、特定の者への貸付の集中を防ぎ、多数の漁業者の利用に資するとの観点や、融資対象や資金使途に対して融資額が大きくなりすぎることによる過剰投資や貸し倒れリスクの増加を防ぐといった観点から、融資対象や資金使途ごとに設定されているところである。 一方で、漁業者等が漁業近代化資金を活用して導入しようとする施設の価格によっては、貸付金額が法定上限を超えることも想定される中で、当該施設の性能や当該漁業者等の経営規模等からみて適切な投資であると認められる場合には、法定上限を超える貸付を許容することが法目的に合致することを踏まえ、法において、農林水産大臣の承認を条件として、これを許容しているところである。以上を踏まえると、御要望にあるような、法定上限超過に係る農林水産大臣の承認の廃止又は事後的な届出にすることについては、一部の県においては限度額を大きく超えた融資が行われる一方で、別の県においては限度額の超過が認められないなど、全国的な公平性が確保されなくなるおそれがあるのみならず、過剰投資や貸し倒れリスクが増加し、同制度の安定的な運営に支障が生じるおそれがあることから、適切ではない。 また、法定上限自体を引き上げることについては、全国的には法定上限超過件数が極めて少なく(平成25年度の201未満の漁船に係る貸付1,009件に対し、承認件数は10件(約1%))、立法事実に乏しいことや、全国の都道府県の利子補給事務に係る予算にも影響することから、直ちに対応することは困難である。しかしながら、御要望を踏まえ、法定上限超過に係る時間を短縮し、漁業者等の漁業近代化資金の活用に係る利便性を向上させる観点から、手続の迅速化及び事務負担の軽減に向け、必要な対策を請じることについて検討を行うこととする。
89	B 対規和 地す制	その他	沿岸漁業改善資金の融資に係る保証方法の見点し	中小漁業融資保証法により、融 資機関が融資する場合に漁業 信用基金協会による機関保証を 受けることができるが、これを都 道府県直貸方式の場合であって も、保証可能にすること。	【現行制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、都道府県が国の補助金を受け資金を造成し、沿岸漁業従事者等の漁業経営又は生活の改善、漁業後継者の養成を図るため、必要な資金を無利子で貸し付ける制度資金である。 沿岸漁業改善資金助成法により、本資金の貸付けを受ける者に対しては、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならないとされている。本県の場合、沿岸漁業の経営を開始するために必要な資金(漁業経営開始資金)を借し付ける際にのみ、保証人に加え融資対象物件を担保として徴求しているが、それ以外は保証人の設定のみである。 【支障事例】 現在、法務省で検討されている民法改正(債権関係)の中で、保証人保護の方策の拡充が検討されている。この拡充により、保証人になろうとする者は、公正証書で保証債務を履行する意思を表示しなければならなくなり、借受人は保証人の確保が難しくなるとともに保証人設定の手続きが今まで以上に煩雑になる可能性がある。 派船などの物的担保については、担保の設定や管理に関する事務を、行政機関(都道府県)が行うことは難しい。 【懸念の解消策】 中小漁業融資保証法第1条により、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等を保証の対象としているが、沿岸漁業改善資金は、都道府県直貸方式の資金のため、機関保証の対象外となっている。上記、民法改正が行われれば、保証人確保が難しくなる可能性もあり、中小漁業融資保証法第4条における保証対象の見直しを行っていただきたい。 なお、県の直接貸付を機関保証の対象とする制度の見直しに当たっては、地方に過度な事務負担を強いることがないよう、十分留意した改正としていただきたい。	沿岸漁業改善資金助 成法第6条第1項 中小漁業融資保証法 第4条	農林水産省(水産庁)	九州地方知事会	沿岸漁業改善資金は国と都道府県とが貸付原資の造成を行い、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善等を図るために必要な資金を無利子にて貸付を行っている。 本資金は、貸付した資金の償還金を新たな貸付に充当する回転型貸付制度であり、貸付金の償還が計画どおり確実に実行されることが制度存立の大前提であるため、最低限必要な措置として貸付を受ける者に対しては物的担保又は保証人を立てることを求めているものである。 なお、中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)に基づく債務保証は、民間金融機関による中小漁業者等への円滑な資金融通を図ることを目的としていることから、保証の対象となる資金の貸付金融機関に都道府県は位置付けていないところである。

世 管理番号 区分	分分	提案事項 野 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
B に の の が が が が 利 和	その	特定大臣許可漁業等 の取締りに関する省 令に基づく届出漁業 に係る提出書類の簡 素化	特定大臣許可漁業等の取締りに 関する省令に基づく届出漁業に ついて、進達事務の効率化と漁 業者の負担軽減を図るため、農 林水産大臣に対し一覧表方式に より届出・報告が行えるよう見直 しを行うとともに届出に係る添付 書類のうち、漁船原簿謄本を不 要とするよう措置すること。	【現行制度の概要】 小型するめいか釣り漁業等の届出漁業を営もうとする者は、省令に基づき農林水産大臣に操業期間ごと及び船舶ごとに定められた様式に指定された添付書類(漁船原簿謄本等)を添えて届出を行い、また、操業期間終了後は漁獲成績報告書を提出していることから、県は漁業者から提出を受けた内容を十分確認のうえ、水産庁に進達を行っていることから、県は漁業者から提出を受けた内容を十分確認のうえ、水産庁に進達を行っているところである。 【支障事例】 本県においては、届出漁業のうち小型するめいか釣り漁業の本県届出件数は500件以上で、届出や報告に伴う内容確認と進達は同時期に行うため、多大な事務作業となる。 【制度改正の効果】 届出や漁獲成績報告書の提出にあたり、一覧表形式による提出方式を導入し、また、添付書類のうち漁船原簿謄本については、県が漁船情報を管理していることから、これを不要とすることで、県の進達事務の効率化と漁業者の負担軽減(漁船原簿謄本交付手数料)を図ることができる。 【類似事務の状況】 沿岸くろまぐろ漁業は広域漁業調整委員会指示に基づく承認制となっているが、これら承認申請と漁獲成績報告書の提出は、一覧表方式を導入しており、加えて、添付書類となっている漁船原簿謄本は省略が可能となるよう措置がなされている。(広域漁業調整委員会は水産庁所管)	の収益がに関する自力	農林水産省(水産庁)	九州地方知事会	現在の届出内容等の実質的内容が担保されるよう留意しつつ、提出書類の簡素化(一覧表方式への変更)や添付書類(漁船原簿謄本)の省略を可能とする方向で検討する。(別紙参照)
B 地方 217 8 217 る緩和	その	漁業調整規則の制定 他 に係る農林水産大臣 の認可の廃止	漁業法及び水産資源保護法に 基づき各都道府県が定めている 漁業調整規則において、他県に またがらない一県で完結する河 川等における内水面漁業調整規 則の改正は、各県の実情を踏ま えた柔軟な対応ができるよう農 林水産大臣の認可を不要とし、 届出とすること。	し達及者の指導や検筆を行うているため、抑止効果が高い。一方、要員会指が達及の場合は、直 罰規定がなく、罰則をかけるにはその前段として知事の裏付け命令が必要であり、処分までに時 間を要し、両者の間には抑止力に大きな差がある。	漁業法第65条第7項 水産資源保護法第4 条第7項	農林水産省(水産庁)	鳥都府県、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	漁業調整規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条の委任を受け、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のために、都道府県知事が定めるものである。 具体的には、許可漁業の対象、小型魚や産卵期の親魚の採捕の禁止、効率的な漁具・漁法の禁止などの措置とそうした規定に違反した場合の懲役若しくは罰金・科料などを定めている。 このため、地域ごとに異なる水産資源の状況や漁業者の実情を踏まえ、各都道府県で定めるものではあるが、我が国全体として水産資源の保護培養や水面の総合的利用を図る上で、以下の点を担保する必要がある。 ①特定の地域の資源であったとしても乱獲に陥る状況を回避する措置 ②地域ごとに行う規制の方法が不平等にならない措置 ③同様の規制に違反した場合の罰則の重さに相違が生じない措置 したがって、漁業調整規則の制定や改正については、第1号法定受託事務に位置づけ、農林水産大臣の認可に係らしめているものであり、「広域的な資源管理に影響を及ぼさず、複数の都道府県間の漁業調整問題を招く恐れがないー県で完結する河川等の規則改正は、特に重要なものとは考えられない」との考えは、漁業調整規則の制定の趣旨に鑑みれば適当でない。 また、農林水産大臣の認可に際しては、上記のように広域的な見地から漁業調整上の支障がないかについて及び不当に義務を課し又は権利を制限する規定を有していないかなどについて、標準処理期間を30日と定めて審査しており、「早くとも約1年を要するため、迅速な改正を求める地元意向に対処できない」との指摘は当たらない。 以上のことから、当該提案を検討することは非常に困難である。

提案 管理番号 区分	全区分分 分	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
229 A 権限 移譲	その	他 が路に係る管理権限 の漁港管理者への移	漁港区域内に所在する法定外公共物である里道・水路について、国有財産特別措置法第5条第1項を改正し、漁港管理者である自治体に譲与する	漁港区域外の法定外公共物である里道・水路は、平成12年施行の地方分権一括法により国から市町村の申請に基づき譲与されたが、漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路については国有のままで、境界確定等の管理事務は、国有財産法施行令の規定により、法定受託事務として都道府県が行うこととされている。 一方、漁港施設内の里道・水路は、臨港道路の底地に里道がある場合など、漁港施設と一体的に利用されるものが多いため、漁港施設の管理者が管理することが効率的である。さらに、里道、水路の境界確定申請を行う場合などについては、漁港区域の内外で管理者が変わるため、申請者の手続きが非常に煩雑であり、申請者の負担となっている。このため、里道・水路については漁港を管理する自治体に譲与するのが適切であり、市町村が管理する漁港区域の一元的な管理、申請窓口の一本化による住民サービスの向上の視点から、個々の事情に応じた事務処理特例ではなく、一括して市町村に移譲すべきである。	国有財産法施行令 第6条第2項第1号の イ 国有財産特別措置法 第5条第1項	農林水産省(水産庁)、財務省	関西広域 西 、	国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号は、地方分権推進計画に基づき、法定外公共物のうち、里道・水路として現に公共の用に供されている国有財産を市町村に譲与するための法律上の根拠を整備したものであるが、漁港区域内に存する里道・水路は、漁港管理者が漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号。以下「漁港法」という。)に基づいて機能管理する法定公共物であり、行政財産としての目的を達成するために、農林水産大臣が所管しているものである。  また、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項及び国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号イに基づき、漁港法第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域内に所在する国有財産で、農林水産大臣の所管に属するものの取得、維持、保存、運用及び処分については、都道府県知事が行うこととされ、当該事務は第1号法定受託事務に位置づけられている。  一方、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2において、都道府県は都道府県の権限に属する事務の一部を条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができるとされており、本提案に係る事務を市町村に移譲することは、同規定を活用することにより対応が可能である。(条例による事務処理の特例制度)。 「条例による事務処理の特例制度」は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に配分することを可能とするもので、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じた事務配分を定めることを可能とする制度である。 本提案に係る事務の移譲については、都道府県と市町村の合意の上で進めることが適当と考えられることから、「条例による事務処理の特例制度」の活用により対応することが適当と考える。
B にる緩 知 が規和	・その	他 対策事業交付金の第 1四半期交付額の上	事業執行に支障が出ないよう、 第1四半期の交付額の上限を撤 廃し、活動実態に応じて交付が できるよう見直しを行うこと。	【支障事例】 国の交付金は、全国一律に第1四半期に25%を上限に概算交付され、年度内の第4四半期には協議会が確実に実施した費用のうち、交付決定額の90%を上限として請求することとなっており、残額は、年度が変わった第5回の交付により精算している。 一方、事業の実施にあたっては、海域の状況や現地の実情に応じたタイムリーな活動が必要であり、特に藻場対策のために必要な作業は4~6月に集中しているため、第1四半期により多くの活動費が必要となっている。 【懸念の解消策】 事業執行に支障がでないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行っていただきたい。なお、上記の支障事例等については国に業務量を説明の上、全額概算交付をお願いしたが、実現しなかったため、今回、第一四半期の上限撤廃を提案するものである。		農林水産省(水産庁)	事会	国が行う支出は、会計制度上、支出すべき債務金額の確定と相手方の義務履行又は給付すべき時期の到来を待って行うことを原則としている。  一方で、経費の性質上支出すべき債務金額の確定前において支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費については、会計法(昭和22年法律第35号)第22条の規定により、支出の特例として概算払をすることができることになっており、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条において、交付金等は財務大臣に協議した上で、概算払をすることができる経費とされている。  また、支出にあたって、予算決算及び会計令第18条の9、10及び11の規定により、各省各庁の長は、財政法第34条第1項に規定する支払計画を定め、その支払計画が法令又は予算に違反することがないか、財政法第34条第2項の規定により閣議の決定を経た方針に従っているかどうか等、計画の適否について財務大臣の審査を得て、承認を受ける必要がある。  さらに、会計法第14条の規定により、各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基いて、支出しようとするときは、財政法第34条の規定により承認された支払計画に定める金額を超えてはならないとされている。  本事業においては、上記関係法令に基づきつつ、また、事業全体の進捗度合等を勘案し、四半期毎の支払計画を策定しているところである。  藻場や干潟の保全活動による成果を発揮するためには、年間を通じた活動が必要であり、第1四半期で全ての活動が終了するとは考えられず、平成26年度に長崎県、大分県及び庭児島県の地域協議会から国に提出された遂行状況報告書では、第1四半期における活動費の進捗度は、それぞれ交付決定額の19%、8%、24%となっているところであるが、来年度の支払計画の第1四半期の枠を増やすことについて、実態を踏まえつつ、財務省と協議してまいりたい。

管理番号	提案		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
124	A 権限 4 移譲	その他	食品表示法第15条の 規定による権限の委 任等に関する政令第	食品表示法及び同法施行令により、都道府県及び指定都市 (平成28年4月~)に委任されている指示・命令・調査等の権限を 保健所を設置する市に移譲する。	【制度改正の必要性】 食品表示法の施行に伴い、JAS法、食品衛生法、健康増進法に由来する食品表示に係る基準等が一元化されたが、表示の指導・監視等を行う権限については、都道府県及び指定都市(平成28年4月~)まで委任されている事項(JAS法由来事務)と保健所設置市までに委任されている事項(保健・衛生事項)とがあり、同一事業者に対して、都道府県・指定都市と保健所政令市がそれぞれ食品表示法に基づき権限を行使する場合が生じるため、食品表示に関する消費者庁、農林水産省の権限はすべて保健所政令市まで移譲することで、食品表示法の一体的な執行が可能になる。 【現状での支障事例】 食品表示法に基づく表示のうち、消費期限や栄養成分、アレルゲンの表示の指導・処分の権限は保健所政令市にあり、原産地や原材料の表示の指導・処分の権限は、都道府県及び指定都市(平成28年4月~)にある。同じ食品の表示の中で、例えば、原産地とアレルゲンの表示に誤りがあった場合、表示した事業者が保健所政令市内の事業者であれば、原産地は都道府県が、アレルゲンは市が調査し、その違反の程度に応じて、都道府県と市のそれぞれが、行政指導・処分を行わなければならない。また、都道府県と市のそれぞれが、指導にするか、処分までに至るか判断するため、同一食品について、その判断が分かれる場合もありうる。さらに、市内業者からの問い合わせ等も、対象事項によって都道府県にて対応できるものと対応できないもの(市の窓口を紹介)とがあり、疑義事案の資料提出、報告も都道府県と市あてそれぞれにならざるを得なくなり、負担となる。	食品表示法第15条の 食品表示法第15条の 規定による権限の委 任等に関する政令第5 条~第7条	内閣府(消費者庁)、農林水産省	岡山県	【農林水産省】 本提案については、政令改正を行わずとも、地方自治法に基づく事務処理特例制度により対応が可能であり、現に、岡山県を含む複数の県において、同制度を活用した保健所設置市への事務移譲が行われている。 一方で、個々の都道府県及び保健所設置市の実情を考慮せず、政令によって一律に措置を行うことは、執行力の低下を招く可能性も高いため、不適切であると考える。 本件事務は、食品の産地偽装等に対して厳格な監視・取締りを行うことにより食品表示の適正化を図るものであり、食に関する消費者の信頼を確保する上で極めて重要な役割を果たすものであるところ、執行力が低下した場合、不適正な表示がなされた食品が当該市の区域を超えて県及び全国に広く流通し、消費者利益が大きく害されるという深刻な問題を生じさせるおそれがある点に十分に留意が必要である。 なお、表示事項によって執行担当が異なることに伴う課題は、一義的には、品質事項を担当する都道府県(及び指定都市)と、衛生及び保健事項を担当する保健所設置市が適切に連携を行うこと等により対応されるものであるが、自治体における対応が円滑に進まず混乱が生じるようなケースがあれば、個別に、食品表示に関する司令塔である消費者庁により調整(場合によっては自ら調査・措置)が行われることとなる。